

第 20 回 裁判所と司法権・違憲審査権（2）

今回も、前回に引き続き、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界について、検討します。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるとしても裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。

1. 司法権の内容

- ・ 司法権の概念のうちの「具体的な争訟」（具体的事件性）とは、裁判所法 3 条 1 項にいう裁判所が裁判すべき「法律上の争訟」と同じ意味である。この法律上の争訟とは、判例によれば、(1) 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、(2) それが法律を適用することによって終局的に解決することができるものをいう（板まんだら事件最高裁判決（最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁））。
- ・ したがって、(1) 抽象的に法令の解釈や効力を裁判で争うこと（警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁））、(2) 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争（最判昭和 41 年 2 月 8 日民集 20 卷 2 号 196 頁など）、(3) 純然たる宗教問題（板まんだら事件最高裁判決）などは、具体的事件性を欠くので、裁判所は取り扱わない。
- ・ 選挙訴訟（公職選挙法 203 条、204 条）や住民訴訟（地方自治法 242 条の 2）といった民衆訴訟など、具体的事件性を前提とせずに出訴できる制度を、法律で例外的に設けることも認められる。

○ 板まんだら事件最高裁判決（最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁）

宗教法人 Y の会員であった X らは、1965（昭和 40）年 10 月、本尊の板まんだらを安置する施設の建立のための供養として Y に寄付したが、Y から脱会した後、本尊が偽物であるなどと主張し、寄付金の返還を求めるに至った。

最高裁判所は、「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」と述べたうえで、本件は、訴訟は具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっているが、その前提として、信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する判断を行わなければならない、結局、実質的に法令の適用による終局的な解決の不可能なものである、裁判所法 3 条にいう法律上の争訟にあたらないと判示した（X らの請求を棄却した）。

○ 警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁）

X は、日本社会党（民主党と社会民主党の前身）を代表して、Y（国）が 1951（昭和 26）年 4 月 1 日以降に行った警察予備隊の設置・維持に関する一切の行為が憲法 9 条に違反して無効なものであるとの確認を求める訴えを、直接に最高裁判所に求めた。その際、X は、日本国憲法 81 条は最高裁判所に違憲審査権を付与したものであり、最高裁判所は一般の司法裁判所としての性格と憲法裁判所としての性格を併有することになったなどと主張した。

最高裁判所は、「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事

件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すとき権限を行い得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはないのである」と述べ、訴えを却下した。

## 2. 司法権の限界

- ・ 裁判所は、「法律上の争訟」であっても、(1) 憲法がその裁判権を司法裁判所以外の機関に授権しているもの、(2) 国際法上、裁判所が裁判できないとされるもの、(3) 事柄の性質上、裁判所による裁判に適しないとされるもの（議院自律権に属する行為（警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁））、自由裁量行為、統治行為（砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁））、苫米地事件最高裁判決（最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁））、団体の内部事項に関する行為）については、取り扱わない。
- ・ 富山大学事件最高裁判決（最判昭和 52 年 3 月 15 日）で採用された部分社会の法理（一般市民法秩序と直接関係しない純然たる内部紛争は、すべて司法審査の対象にならないという考え）に対しては、学説は、まったく支持していない。

### ○ 警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁）

与野党が激しく衝突していた第 19 回国会で、1954（昭和 29）年 6 月、野党は、会期延長に激しく反発し、延長を議決するための会議を開催させないようにするため、衆議院議長を議場に入れないよう物理的な抵抗を講じた。議長は議場で会期延長を宣し、議場内には賛成の拍手があった。野党側が会期延長は無効であるとして欠席する中で、すでに衆議院を通過していた新警察法案（従来の市町村警察の制度を廃止し、これを都道府県警察に組織変更することを内容とするもの）が参議院でも可決され、成立した。この警察法に基づく大阪府の支出をめぐる住民訴訟で、X は、衆議院の会期延長の議決と参議院の警察法案の議決が無効であると主張した。

最高裁判所は、警察法が「両院において議決を経たものとされ適法な手続によつて公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない」と判示して、X の請求を棄却した。

### ○ 苫米地事件最高裁判決（最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁）

衆議院議員であった X（苫米地義三）は、1952（昭和 27）年 8 月 28 日の衆議院解散（いわゆる抜き打ち解散）によって、その地位を失った。そこで、X は、(1) 衆議院の解散は日本国憲法 69 条所定の内閣不信任決議を待ってなされなければならないのに、この解散は 7 条のみを根拠としてなされたことと、(2) 解散についての天皇に対する内閣の助言と承認のための適式な閣議を欠いていたことを理由に、この解散が違憲無効であるとして、Y（国）に対し、衆議院議員としての資格の確認を求めるとともに、任期満了までの歳費を求める訴訟を提起した。

最高裁判所は、「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきである」と述べたうえで、衆議院の解散は、統治行為にあたり、裁判所の審査の対象外であると判示した（X の請求を棄却した）。

今回は、裁判所の権能のうち違憲審査権について、特にその性格・主体・対象と違憲判断の方法・効力について、検討します。わが国の違憲審査制度の特徴は何か、どの国家机关がどんな国家行為を対象に違憲審査できるのか、どのように判断し、その効力はどこまで及ぶのか——こういった問題について考えてみましょう。